

筑紫野市ホームページ広告掲載仕様書

1 業務内容

筑紫野市ホームページへの広告掲載に係る募集、選定及び広告作成等の業務。

2 市ホームページの概要

- (1) 名称 筑紫野市公式ホームページ
- (2) URL <http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>
- (3) アクセス数 約55,000件/月平均（トップページ、平成29年1月～12月実績）

3 広告の枠数、位置等

- (1) 枠数 10枠
- (2) 位置 市ホームページのトップページの下段
- (3) 規格
 - ① 画像の大きさ 縦65ピクセル、横170ピクセル
 - ② 画像の形式 GIF形式又はJPEG形式で、静止画像（「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（JIS X 8341-3:2010）に準拠したものであって文字及び背景色を容易に識別することができ、かつ、文字、絵、図柄等の解像度が高く鮮明であるもの）
- (4) 禁止事項 次のいずれかに該当する広告は、掲載しない。
 - ① 閲覧者に不快感を与えるおそれのあるもの
（例）コントラストが強い画像等
 - ② 筑紫野市の情報と錯誤するおそれのある表現又は画像を使用したもの
（例）「筑紫野市〇〇情報」の表示、市章又は市のマスコットキャラクターの使用等
 - ③ 閲覧者の意思に反した動きをするおそれ又は閲覧者の誤解を与えるおそれのあるもの
（例）「閉じる」、「キャンセル」等の表示、「警告」、「注意」等のアラートマークの表示、ラジオボタン等選択が可能であるような誤解を与えるもの
 - ④ 実際に機能しないもの
（例）入力ができるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

- 4 契約期間 契約の締結の日の翌日から平成31年3月31日まで
(広告掲載の開始は平成30年4月1日、広告掲載の終了は平成31年3月31日)

5 支払方法

広告掲載料金については分割払いとし、契約金額に4分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額を(1)～(3)のとおり、また契約金額から(1)～(3)の額を控除した額を(4)のとおり、市が発行する納入通知書により納入するものとする。

- (1) 平成30年4月1日から平成30年6月30日までの掲載分
支払期日：平成30年7月10日（火）まで
- (2) 平成30年7月1日から平成30年9月30日までの掲載分
支払期日：平成30年10月10日（水）まで
- (3) 平成30年10月1日から平成30年12月31日までの掲載分
支払期日：平成31年1月10日（木）まで
- (4) 平成31年1月1日から平成31年3月31日号までの掲載分
支払期日：平成31年3月29日（金）まで

6 広告掲載までの手順等

- (1) 広告代理店は、次に掲げる事項を記載した一覧表を作成する。
 - ① 広告元の法人名
 - ② バナー広告のリンク先のアドレス
 - ③ 掲載期間
 - ④ バナー広告に関する概説（代替テキスト）
 - ⑤ 広告元の代表者の「氏名・フリガナ・生年月日」
- (2) 広告代理店は、(1)により作成した一覧表とバナーファイルのデータを広告掲載開始月の前月15日（前月15日が土曜日・日曜日、祝日の場合はその翌日）までに秘書広報課に提出し、広告掲載の審査を受ける。なお、電子メールでの提出も可とする。
- (3) 広告代理店は、市から(2)による審査の結果の通知を受けたときは、速やかに、その結果を広告元に通知すること。
- (4) (2)による審査の結果、広告掲載について承認したときは、市において市ホームページの広告掲載枠にバナーファイルを貼り付ける。

7 広告元の優先順位

広告代理店は、広告元の選定に当たっては、市ホームページの性質を考慮して地域性及び公共性の高いものを優先し、次の順序になるよう配慮すること。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びこれらに類する法人（以下「国等」という。）

- (2) 国等を除く市内に事業所を有する法人でその事業の内容が公共的性格を有する法人
- (3) 市内に事業所を有する法人で(2)以外の法人
- (4) (2)及び(3)以外の法人

8 その他留意事項

- (1) 広告元及び広告の内容は、筑紫野市刊行物等広告掲載取扱要綱、筑紫野市ホームページ広告掲載取扱要領及び筑紫野市刊行物等広告掲載指針の規定に適合すること。特に、暴力団、その他反社会的団体と密接な関係を有しないことに留意すること。
- (2) 広告の掲載期間は、1カ月単位（複数月の掲載可）とする。
- (3) 同一の広告元の広告は、掲載期間中重複して掲載しないこと。
- (4) リンク先のURLを変更し、又はリンク先ホームページの内容を大幅に変更しようとするときは、事前に市に協議すること。
- (5) 既納の広告掲載料は、原則として返還しない。
- (6) 市は、広告又はリンク先ホームページの内容により広告代理店又は第三者が受けた損害については、一切責任を負わない。
- (7) 広告の作成に関する費用は、広告代理店が負担する。
- (8) 広告の内容について疑義が生じた場合は、その都度、担当職員と協議すること。